

# 出産した被保険者等に係る国民健康保険料の免除措置

## ○対象期間と免除金額

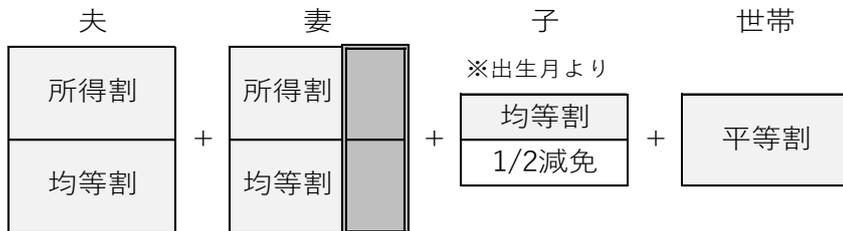
出産する予定の被保険者又は出産した被保険者の国民健康保険料について、出産の予定月又は出産月の前月(多胎妊娠の場合は3月前)から翌々月までの期間に係る所得割額及び均等割額を減額します。

※妊娠 85 日以上の出産(死産、流産、人工妊娠中絶も含む)が対象となります。

### 例:9 月出産の場合の保険料免除期間

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
単胎					←	出産		→				
多胎			←			出産		→				

## ・保険料免除のイメージ



←産前産後期間(4カ月)の保険料免除

## ●令和 6 年 1 月制度開始前後の適用について

免除措置の施行が令和 6 年 1 月となるため、令和 6 年 1 月以降に免除対象月がある場合に免除の対象となります。

### ・令和 6 年 1 月前後期間の保険料免除のイメージ

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
11月出産の場合			←	出産		→				1か月分免除
12月出産の場合				←	出産		→			2か月分免除
1月出産の場合					←	出産		→		3か月分免除
2月出産の場合						←	出産		→	4か月分免除

## ●保険料の免除期間中に ①年度をまたぐ場合 ②転出等で資格喪失する場合

該当年度中の免除期間月数に応じて、出産被保険者の保険料の免除を行います。

### ① 例:3 月に出産した場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度中の免除月数
当年度											←	出産	2か月
翌年度		→											2か月

### ② 例:9 月に出産し、11 月中に転出した場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度中の免除月数
当年度					←	出産	→	転出					3か月